

北海道運輸局同時発表

平成29年3月24日
総合政策局物流政策課

改正物流総合効率化法に基づく計画の認定について

～北海道内の菓子の共同輸配送～

国土交通省は、シズナイロゴス(株)及びスナックフード・サービス(株)から申請のありました総合効率化計画について、改正物流総合効率化法第4条第4項の規定により認定しました。

国土交通省では、労働力不足への対応や環境負荷低減への取組を進めるため、昨年10月に改正された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づき、関係者が連携して物流の総合化・効率化を推進する取組みを幅広く支援しております。

今般、申請がありました計画(詳細別紙)は、北海道内の菓子の問屋へのトラック輸送について、共同輸配送を行うことにより輸送の効率化を図る内容となっております。この取組みにより、トラックドライバーの運転時間削減等の省力化がなされ、二酸化炭素排出量が削減されることから総合効率化計画として認定しました。

【事業概要】

事業名：北海道内の菓子の共同輸配送（菓子メーカー3社）

実施事業者：シズナイロゴス(株)、スナックフード・サービス(株)

事業内容：別紙参照

【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局物流政策課 伊東、富田、堀

代表：03-5253-8111（内線53-315、25-402、53-334）

直通：03-5253-8799 F A X：03-5253-1559